

令和6年度「平均値・中央値」及び「平均値・中央値に占める最低賃金の割合」

		秋田県				全国			
		賃金平均値		賃金中央値		賃金平均値		賃金中央値	
		一般労働者	常用労働者 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	金額 (円)	2,001	1,816	1,766	1,545	2,540	2,237	2,135	1,782
	割合 (%)	47.5	52.4	53.8	61.6	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	金額 (円)	2,032	1,841	1,793	1,580	2,582	2,270	2,181	1,821
	割合 (%)	46.8	51.7	53.0	60.2	40.9	46.5	48.4	57.9
所定内給与額	金額 (円)	1,676	1,555	1,492	1,348	2,073	1,895	1,786	1,567
	割合 (%)	56.7	61.2	63.7	70.5	50.9	55.7	59.1	67.3

(資料出所)

厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注)

- 1 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
- 2 独自集計に当たっては、回答のあった労働者の所定内給与額と特別給与額と労働時間を基に時給換算し、時給換算に当たっては、所定内給与額は、所定内実労働時間(／月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(／月)＋超過実労働時間数(／月)で除している。
なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
- 3 割合は、秋田県については令和6年度秋田県最低賃金額(951円)に対する割合であり、全国については令和6年度全国加重平均(1,055円)に対する割合。